

改正	平成 九年 三月二八日規則第二六号	平成一一年 四月 一日規則第三三号
	平成一一年一二月二八日規則第八九号	平成一二年 三月 三日規則第八号
	平成一九年一二月一八日規則第一〇八号	平成二〇年 三月二五日規則第一四号
	平成二六年一二月二六日規則第七二号	平成二八年 三月三一日規則第五三号
	平成二九年 三月三一日規則第一八号	平成三〇年一〇月一二日規則第六〇号
	令和 五年 三月三一日規則第一九号	

千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第二条 条例第十四条第一項の規則で定める整備基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物に関する整備基準は、別表第一に掲げるものとする。
- 二 公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準は、別表第二に掲げるものとする。
- 三 道路に関する整備基準は、別表第三に掲げるものとする。
- 四 公園、動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に関する整備基準は、別表第四に掲げるものとする。

(適合証)

第三条 条例第十七条第一項の規定による証票は、別記第一号様式とする。

- 2 条例第十七条第一項の規定による交付の請求は、千葉県福祉のまちづくり条例適合証交付請求書（別記第二号様式）により行わなければならない。
- 3 前項の請求書には、整備項目表（別記第三号様式）及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

(特定施設)

第四条 条例第十八条第一項の規則で定める特定施設は、別表第六に掲げるものとする。

(特定施設の新設等の届出)

第五条 条例第十八条の規定による届出は、特定施設新設等（変更）届出書（別記第四号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、整備項目表及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第六条 条例第十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(工事完了の届出)

第七条 条例第二十条の規定による届出は、工事完了届出書（別記第五号様式）により行わなければならない。

(適合状況報告書)

第八条 条例第二十三条に規定する既存特定施設の整備基準への適合状況の報告は、既存特定施設適合状況報告書（別記第六号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、整備項目表及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

(身分証明書)

第九条 条例第二十四条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第七号様式とする。

(公共的団体)

第十条 条例第二十五条の規則で定める公共的団体は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、都道府県又は建築主事を置く市町村とみなされる法人とする。

(特定施設の新設等の通知)

第十一条 条例第二十五条の規定による通知は、特定施設新設等（変更）通知書（別記第八号様式）により行わなければならない。

2 前項の通知書には、整備項目表及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第二十六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月三日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六第一号ロの改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十八日規則第百八号）

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十六日規則第七十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる適合証の交付の請求（以下「請求」という。）及び特定施設の新設等の届出（以下「届出」という。）について適用し、同日前にされた請求及び届出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第五十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第十八号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第六第一号ロの改正規定（「第七条」を「第七条第一項」に改める部分に限る。）、同号トの改正規定（「第二条第一項に」を「第二条第二項に」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に改める部分を除く。）及び同号レの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月十二日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日規則第十九号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第二条第一号）

建築物に関する整備基準

(い)	出入口	利用者（公益的施設等を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）であって、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを
-----	-----	---

		<p>除く。)の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(ろ)	廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>利用者の用に供する廊下等(共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項に定める構造とすること。</p> <p>三 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から(い)項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路((に)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分の部分を設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の三第二項第一号又は第二号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ニ (い)項に定める構造の出入口、(を)項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに(に)項に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>四 (い)項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。</p> <p>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法(のり)を一・二メートル(段を併設する場合は、九十センチメートル)以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一)を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p>

		<p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする事。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること（共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</p>
(は)	階段（その踊場を含む。）	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階（以下「特定階」という。）に通じる階段（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること（学校、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。）。</p> <p>一 手すりを設ける事。</p> <p>二 主たる階段には、回り段を設けない事。</p> <p>三 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。</p> <p>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする事等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舍、事務所、工場及び自動車車庫の場合を除く。）。</p>
(に)	エレベーター	<p>特定階を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舍及び学校を除く。）で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止する次に定める構造のエレベーターを設ける事。ただし、特定階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>一 籠の幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。</p> <p>二 籠の奥行きは、内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。</p> <p>三 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする事。</p> <p>四 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設ける事。</p> <p>五 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける事。</p> <p>六 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>七 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける事とし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設ける事。</p> <p>八 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>九 籠内の左右両面の側板には、手すりを設ける事。</p> <p>十 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設ける事。</p> <p>十一 籠の出入口には、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設ける事。</p> <p>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・</p>

		<p>五メートル以上とすること。</p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>
(ほ)	便所	<p>一 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p>
(へ)	客席	<p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者が利用できる客席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者一人当たり、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で（イ）項に定める構造を有するものから、車椅子使用者用客席に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、（ろ）項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>
(と)	更衣室及びシャワー室	<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>

		<p>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。</p> <p>六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>
(ち)	浴室	<p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする。</p>
(り)	客室	<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>六 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されていること。</p>
(ぬ)	カウンター及び記載台	<p>利用者の用に供するカウンター（常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。）及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>
(る)	公衆電話台	<p>利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>
(を)	改札口及びレジ通路（商品等の代金を支	<p>改札口及びレジ通路のうち、一以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とし、車椅子使用者</p>

	<p>払う場所における通路をいう。以下同じ。)</p>	<p>が円滑に通過できること。</p> <p>二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(わ)	券売機	<p>券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮したものとする。</p> <p>二 点字による表示を行うこと。</p>
(か)	案内標示	<p>案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</p> <p>二 点字による表示を行うこと。</p> <p>三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。</p>
(よ)	駐車場	<p>一 利用者の用に供する駐車場（駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）には車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けること（学校、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（次号に定める構造の駐車場内の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。</p> <p>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p>
(た)	敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第四十三条第二項第二号に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(1) (ろ)項第五号のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の</p>

	<p>色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。 イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
--	---

一部改正〔平成二六年規則七二号・三〇年六〇号〕

別表第二（第二条第二号）

公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準

(い) 出入口	<p>利用者の用に供する公共交通機関の施設の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。 ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、(は)項第五号ロに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</p>
(ろ) 改札口	<p>改札口のうち、一以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(は) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	<p>利用者の用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 二 段を設ける場合は、当該段は、(に)項第二号並びに別表第一(は)項第一号、第二号及び第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 五 (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(ほ)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る通路等を含む。）は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合であって、次の要件を満たす</p>

		<p>ときは、一・二メートル以上とすることができる。</p> <p>(1) 通路の末端の付近の広さが車椅子の転回に支障のないものであること。</p> <p>(2) 五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(1) 別表第一(ろ)項第五号のイからハまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(4) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(5) 傾斜路の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ハ (い)項に定める構造の出入口、(ろ)項に定める構造の改札口及び(ほ)項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ニ (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る通路等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の案内所等がある場合であって、当該二以上の案内所等の間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の案内所等の間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p>
(に)	階段（その踊場を含む。）	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 別表第一(は)項第二号及び第四号に定める構造とすること。</p> <p>二 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>三 両側に手すりを設けること。</p> <p>四 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字板を設けること。</p> <p>五 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
(ほ)	エレベーター	<p>利用者の用に供する階段が設けられる公共交通機関の施設には、直接地上に通じる(い)項に定める構造の各出入口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路に次に定める構造のエレベーター（エレベーターの設置が困難な場合には、車椅子で利用できるエスカレーター）を設けること。</p> <p>一 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 籠の幅は内法（のり）を一・四メートル以上とし、奥行きは内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>三 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、前号ただし書に規定するものについては、この限りでない。</p> <p>四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがは</p>

		<p>め込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いにその状況を視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>五 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>六 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</p> <p>七 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>八 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>九 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーンを設けること。</p> <p>十 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）のうちそれぞれ一以上は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>十一 籠の出入口に、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又はエレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。</p>
(へ)	乗降場	<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>二 縁端には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備を設けること。</p> <p>三 両端には、転落防止柵を設けること。ただし、階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>四 利用者の休憩用の施設を設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>五 乗降場に設置する工作物等については、車椅子使用者の通行に配慮すること。</p>
(と)	便所	<p>一 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する便所のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、前号に定める構造とするほか、別表第一(ほ)項第一号に定める構造とすること。</p>
(ち)	カウンター及び記載台	<p>利用者の用に供するカウンター及び記載台のうち、一以上のカウンター及び記載台は、別表第一(ぬ)項に定める構造とすること。</p>
(り)	公衆電話台	<p>利用者の用に供する公衆電話台のうち、一以上の公衆電話台は、別表第</p>

		一(る)項に定める構造とすること。
(ぬ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、別表第一(わ)項に定める構造とすること。
(る)	案内標示	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする こと。 二 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 三 (と)項第二号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。

一部改正〔平成二六年規則七二号〕

別表第三（第二条第三号）

道路に関する整備基準

(い)	歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 一 幅員は、二メートル以上とすること。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 歩道と車道は、工作物により明確に分離すること。 五 歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とすること。 六 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道 その他視覚障害者の歩行の多い歩道には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
(ろ)	横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び地下横断歩道は、次に定める構造とすること。 一 階段は、回り段を設けないこと。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 階段、傾斜路及び踊場の部分には、両側に手すりを設けること。 四 昇降口には、注意喚起用床材を敷設すること。

一部改正〔平成二六年規則七二号〕

別表第四（第二条第四号）

公園等に関する整備基準

(い)	出入口	利用者の用に供する公園等の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。 一 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、(ろ)項第七号ニに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。
(ろ)	園路	(い)項に定める構造の出入口に通じる主たる園路は、次に定める構造とすること。 一 幅員は、一・二メートル以上とすること。 二 縦断勾配は、十二分の一を超えないこと。 三 勾配が継続する場合は、五十メートル以内ごとに一・五メートル以

		<p>上の水平部分を設けること。</p> <p>四 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 必要に応じ、手すり等の転落を防ぐ措置を講ずること。</p> <p>六 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>七 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 別表第一(は)項第一号、第二号及び第四号に定める構造とすること。</p> <p>ロ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ニ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。</p> <p>(1) 幅は、内法(のり)を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 別表第一(ろ)項第五号のロからニまでに定める構造とすること。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(5) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>八 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>
(は)	便所	<p>一 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であつて、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する便所のうち、一以上(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の便所は、前号に定める構造とするほか、別表第一(ほ)項第一号に定める構造とすること。</p>
(に)	駐車場	<p>一 利用者の用に供する駐車場には、次に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 別表第一(よ)項第二号ロ及びハに定める構造とすること。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(ろ)項第四号、第六号並びに第七号イ及びロに定める構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路のうち、一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(1) 別表第一(ろ)項第五号のイからニまでに定める構造とすること。</p>

		<p>(2) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>
(ほ)	案内標示	<p>案内板のうち、一以上の案内板は、(い)項に定める出入口の付近に、次に定める構造のものを設けること。</p> <p>一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</p> <p>二 点字による表示を行うこと。</p> <p>三 (は)項第二号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。</p>

一部改正〔平成二六年規則七二号〕

別表第五（第三条第三項、第五条第二項、第八条第二項及び第十一条第二項）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車椅子利用者用駐車施設の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、敷地内の通路に設けられる車椅子利用者用特殊構造昇降機、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置並びに敷地内の車路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅（当該廊下等が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、廊下等に設けられる車椅子利用者用特殊構造昇降機、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター（車椅子利用者用特殊構造昇降機を除く。以下同じ。）の位置、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(へ)項に定める基準に適合する車椅子利用者用客席の位置、幅及び奥行き、同項に定める基準に適合する経路の位置及び幅（当該経路が傾斜路及び踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置、同表(ち)項に定める基準に適合する浴室の位置、同表(り)項に定める基準に適合する客室の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(る)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(を)項に定める基準に適合する改札口及びレジ通路の位置及び幅、同表(わ)項に定める基準に適合する券売機の位置、同表(か)項に定める基準に適合する案内標示の位置、駐車場の位置、車椅子利用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通じる出入口から当該部分に至る通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）並びに当該通路に設けられる車椅子利用者用特殊構造昇降機の位置
	縦断面図	縮尺、廊下等、駐車場内の通路若しくは敷地内の通路に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法、客席の部分の通路に設けられる傾斜路の高さ及び長さ並びに廊下等、駐車場内の通路又は敷地内の通路に設

		けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細 図	縮尺、別表第一(に)項に定める基準に適合するエレベーターの構造、車椅子使用者用特殊構造昇降機の構造、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の構造、同表(へ)項に定める基準に適合する客席の構造、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の構造、同表(ち)項に定める基準に適合する浴室の構造並びに同表(り)項に定める基準に適合する客室の構造
公共交通機関 の施設	付近見取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、車椅子使用者用特殊構造昇降機、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター（車椅子で利用できるエスカレーターを含む。以下同じ。）の位置、乗降場の位置並びに乗降場に設けられる柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備及び休憩用の施設の位置
	各階平面 図	縮尺、方位、間取、床の高低、公共交通機関の施設の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、車椅子使用者用特殊構造昇降機、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーターの位置、別表第二(と)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(ち)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(り)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合する券売機の位置並びに同表(る)項に定める基準に適合する案内標示の位置
	縦断面図	縮尺、通路等に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細 図	縮尺、車椅子使用者用特殊構造昇降機、別表第二(ほ)項に定める基準に適合するエレベーターの構造及び同表(と)項に定める基準に適合する便所の構造
道路	付近見取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員、歩道に設けられる排水溝、横断歩道及び中央帯の位置、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、横断歩道橋及び地下横断歩道の位置並びに手すり及び昇降口に設けられる注意喚起用床材の位置
	構造詳細 図	縮尺並びに歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分の構造
公園等	付近見取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公園等の出入口の位置及び幅、主たる園路の位置及び幅員（当該園路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、主たる園路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の位置、駐

	車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場に通じる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。）、当該通路に設けられる車椅子使用者用特殊構造昇降機の位置並びに同表(ほ)項に定める基準に適合する案内標示の位置
縦断面図	縮尺、主たる園路の縦断勾配、主たる園路に設けられる段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに主たる園路又は通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	縮尺、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の構造及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の構造

一部改正〔平成二六年規則七二号〕

別表第六（第四条）

一 建築物

- イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設（障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。）、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設（同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。）又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設その他これらに類するもの
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校
- ニ 集会場、公会堂又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
- ホ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、同法第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設
- ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による農業協同組合、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号に掲げる信用協同組合、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）による信用金庫、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による労働金庫、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）による日本銀行、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による農林中央金庫、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）による株式会社日本政策金融公庫又は株式会社

ト 商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による株式会社商工組合中央金庫の店舗
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業、電気事
業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業又は電気通
信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第九
条第一号に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二条第三号に規定する電気通信役務を提
供するものに限る。）を営む店舗

チ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は飲食店のうち、床面積の合計が五百平
方メートル以上のもの

リ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所、質屋営
業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋、クリーニング業法（昭
和二十五年法律第二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所、旅行業法（昭和二十七
年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業、美容師法（昭和三十三年法律第百六
十三号）第二条第三項に規定する美容所、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店
舗のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ヌ 国、地方公共団体及び第十条に規定する公共的団体の事務又は事業の用に供するもの（イか
らりまで及びルからラまでに該当するものを除く。）

ル 事務所（へからヌまでに該当するものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル
以上のもの

ヲ 一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く。）のうち、床面積の合計が五百
平方メートル以上のもの

ワ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場
又は公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）

カ 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、床
面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ヨ 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

タ 展示場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

レ 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は
同条第三項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設のうち、床面積の合計が千平方メートル
以上のもの

ソ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、床面
積の合計が千平方メートル以上のもの

ツ 工場のうち、床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

ネ 一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅

ナ 一棟当たりの室数が五十一室以上の寄宿舎

ラ イからナまでに掲げるものの二以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分
が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）のうち、床面積の合計
が二千平方メートル以上のもの

二 公共交通機関の施設

イ 軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第一項第十一号に規定する停留場

ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設

ハ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港

ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミ
ナル

ホ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場

三 公園等

動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの

一部改正〔平成十一年規則三三号・一二年八号・一九年一〇八号・二〇年一四号・二六年
七二号・二八年五三号・二九年一八号・三〇年六〇号・令和五年一九号〕

第一号様式

(第三条第一項)

全部改正〔平成9年規則26号〕

第二号様式

(第三条第二項)

一部改正〔平成11年規則89号・令和5年19号〕

第三号様式

(第三条)

全部改正〔平成26年規則72号〕

第四号様式

(第五条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・令和5年19号〕

第五号様式

(第七条)

一部改正〔平成11年規則89号・令和5年19号〕

第六号様式

(第八条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・令和5年19号〕

第七号様式

(第九条)

第八号様式

(第十一条第一項)

一部改正〔令和5年規則19号〕